Radiata Increase

FP2級
2019年1月
個人資産相談業務
過去問解説

《本教材にについて》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧いただけます。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2018年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

　なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問 1》～《問 3》)に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（43歳）は、妻Ｂさん（41歳）、長男Ｃさん（10歳）および二男Ｄさん（６歳）との４人暮らしである。Ａさんは、住宅ローンの返済や教育資金の準備など、今後の資金計画を再検討したいと考えている。その前提として、自分が死亡した場合に公的年金制度から遺族給付がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。また、公的年金制度からの障害給付や公的介護保険についても確認したいと考えている。そこで、Ａさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

Ａさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

＜Ａさんとその家族に関する資料＞

（1）Ａさん（昭和50年９月13日生まれ・43歳・会社員）

・公的年金加入歴：　下図のとおり（平成30年12月までの期間）

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

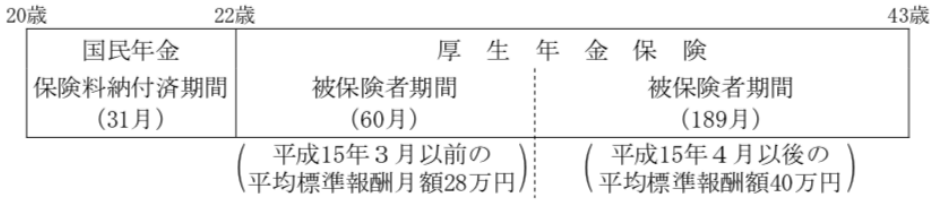

（2）妻Ｂさん（昭和52年８月10日生まれ・41歳・専業主婦）

・公的年金加入歴：　20歳から22歳の大学生であった期間（32月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳からＡさんと結婚するまでの７年間（84月）は厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

（3）長男Ｃさん（平成20年７月16日生まれ・10歳）

（4）二男Ｄさん（平成24年11月27日生まれ・６歳）

※妻Ｂさん、長男Ｃさんおよび二男Ｄさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、遺族基礎年金について説明した。Mさんが説明した以 下の文章の空欄1～3に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I 「遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって 生計を維持されていた『子のある(1)』または『子』です。『子』とは、18歳 到達年度の末日までの間にあるか、(2)歳未満で障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します」

〈語句群〉

イ．20　ロ．25　ハ．30　ニ．224,300　ホ．389,300　ヘ．584,500

ト．妻　チ．妻または55歳以上の夫　リ．配偶者

【答え】

I. 遺族基礎年金を受給可能な遺族の範囲

死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者・子

※子：18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

従って、(1)リ、配偶者　(2)イ、20

II 「子のある(1)の遺族基礎年金の額(平成 30 年度価額)は、『779,300 円+子の加算』の式により算出され、子の加算は第 1 子・第 2 子までは 1 人につき(3) 円、第 3 子以降は 1 人につき 74,800 円となります。したがって、仮に、A さんが現時点(平成 31 年 1 月 27 日)で死亡した場合、妻 B さんが受給することができる遺族基礎年金の額は、年額□□□円となります」

〈語句群〉

イ. 20　ロ. 25　ハ. 30　ニ. 224,300　ホ. 389,300　ヘ. 584,500

ト. 妻　チ. 妻または55歳以上の夫　リ. 配偶者

【答え】

II. 遺族基礎年金の受給額として、

子のある配偶者が受け取るとき　　779,300円+子の加算

子の加算　第1子・第2子　各　224,300円

第3子以降　　各　74,800円

A さん夫婦の子の数は、第 1 子の C さん、第 2 子の D さんの 2 名ですので、

779,300円+224,300円+224,300円=1,227,900円

従って、(3)ニ、224,300

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、遺族厚生年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄1～3に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、年金額は平成30年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

I 「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の額は、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が(1)月に満たないときは、(1)月とみなして年金額が計算されます。仮に、Aさんが現時点(平成31年1月27日)で死亡した場合、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記〈資料〉の計算式により、妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の額は、年額(2)円となります」

＜資料＞

遺族厚生年金の年金額（本来水準の額）＝（ⓐ＋ⓑ）$\times\frac{\square\square\square月}{\square\square\square月}\times\frac{3}{4}$

ⓐ 平成15年３月以前の期間分

平均標準報酬月額$\times\frac{7.125}{1,000}\times$平成15年３月以前の被保険者期間の月数

ⓑ 平成15年４月以後の期間分

平均標準報酬額$\times\frac{5.481}{1,000}\times$平成15年４月以後の被保険者期間の月数

※問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

【答え】
I.遺族厚生年金の支給額は、被保険者の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4相当額です。
被保険者の加入月数が300月に満たないときは300月で計算します。
Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は249月ですので、300月として計算します。

妻Bさんが受給可能な遺族厚生年金の額
(a)280,000 円×7.125÷1,000×60 月=119,700
(b)400,000 円×5.481÷1,000×189 月=414,363,6 円未満四捨五入により 414,364

遺族厚生年金の年金額=(119,700+414,364)×300÷249×3÷4=482,587.95…
円未満四捨五入により 482,588 円

従って(1)300　　(2)482,588

II 「二男 D さんの 18 歳到達年度の末日が終了し、妻 B さんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻 B さんが(3)歳に達するまでの間、妻 B さんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」

【答え】
II. 中高齢寡婦加算の支給要件
・夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻。
・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。
・妻が65歳になると支給が打ち切られる。

従って(3)65

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度からの障害給付および公的介護保険(以下、「介護保険」という)の保険給付について説明した。Mさんが説明した次の記述 1～3について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1 「仮に、Aさんが現時点で疾病等により重度の障害状態となり、その障害の程度が 障害等級1級または2級と認定された場合、Aさんは障害基礎年金を受給することができます。Aさんの障害の程度が障害等級1級に該当する場合、障害基礎年金の額(平成30年度価額)は、『779,300円×1.5+子の加算』の式により算出されます」

【答え】
1. 不適切×
障害等級1級の障害基礎年金の算出方法(平成30年度価額)は
『779,300円×1.25+子の加算』によって算出されます。

※令和元年では 1 級 975,125 円、2 級 780,100 円となっており、1 級は 2 級の 1.25 倍

2 「仮に、Aさんが現時点で疾病等により重度の障害状態となり、その障害の程度が障害等級1級から3級のいずれかに認定された場合、Aさんは障害厚生年金を受給することができます。Aさんの障害の程度が障害等級1級または2級に該当する場合、障害厚生年金には配偶者の加給年金額が加算されます」

【答え】
2.適切〇
障害厚生年金では、障害等級1級から3級のいずれかに認定された場合、障害の等級に応じて年金を受給することが可能です。
また、障害等級が1級、および2級の受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合には、配偶者加給年金が加算されます。

3 「介護保険の保険給付を受けるためには、都道府県から、要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。ただし、Aさんのような40歳以上60歳未満の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が、末期がんや脳血管疾患などの加齢に伴う特定疾病によって生じたものでなければ給付は受けられません」

【答え】
3. 不適切×
介護保険の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者に分けられます。
介護給付を受けるためには、居住している市町村から要介護認定、要支援認定が必要です。

第2号被保険者が介護サービスを受けるにはパーキンソン病や関節リウマチ、末期がんなど、国が認める特定疾病の場合に限り対象となります。

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問 4》～《問 6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（35歳）は、投資信託による資産運用を始めたいと思っているが、これまで投資経験がなく、投資信託の仕組み等に関して、あまり知識がない。

そこで、Ａさんは、金融機関に勤務するファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。Ｍさんは、Ｘ投資信託およびＹ投資信託を例として、Ａさんに投資信託の説明を行うことにした。

Ｘ投資信託およびＹ投資信託に関する資料は、以下のとおりである。

＜Ｘ投資信託（公募株式投資信託）に関する資料＞

銘柄名：TOPIXインデックス（つみたてNISA対象銘柄）

投資対象地域／資産	：	国内／国内株式
信託期間	：	無期限
基準価額	：	10,500円（１万口当たり）
決算日	：	年１回（５月25日）
購入時手数料	：	なし
運用管理費用（信託報酬）	：	0.1836％（税込）
信託財産留保額	：	なし

＜Ｙ投資信託（公募株式投資信託）に関する資料＞

銘柄名：エマージング株式ファンド

投資対象地域／資産	：	海外／新興国株式
信託期間	：	無期限
基準価額	：	12,000円（１万口当たり）
決算日	：	年１回（５月20日）
購入時手数料	：	3.24％（税込）
運用管理費用（信託報酬）	：	1.782％（税込）
信託財産留保額	：	0.3％

※《設例》および各問において、以下のような名称を使用している。

・非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度を「一般NISA」という。

・非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度を「つみたてNISA」という。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、X投資信託およびY投資信託の仕組み等について説明 した。Mさんが説明した以下の文章の空欄1～4に入る最も適切な語句または数値を、 下記の〈語句群〉のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「X投資信託は、東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果を目指して運用されるインデックス型の投資信託です。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式の(1)銘柄を対象とする株価指数であり、時価総額の(2)銘柄の値動きの影響を受けやすいという特徴があります」

〈語句群〉

イ．225　ロ．400　ハ．全　ニ．小さい　ホ．大きい　ヘ．直接的に
ト．間接的に　チ．決算時に　リ．購入　ヌ．換金

【答え】

Ⅰ.TOPIXとは東京証券取引所一部の全銘柄を対象とした株価指数で、時価総額の大きい銘柄の影響を受けやすくなっています。

従って、(1)ハ、全(2)ホ、大きい

II 「X投資信託は購入時手数料を徴収しないノーロード型の投資信託ですが、Y投資信託は3.24%(税込)の購入時手数料が必要です。運用管理費用(信託報酬)は、 投資信託を保有している期間、投資家が(3)負担する費用です。アクティブ 運用を行う投資信託は、一般に、運用管理費用(信託報酬)がインデックス型の投資信託に比べて高いという特徴があります。信託財産留保額は、通常、投資信託を(4)する際に控除される費用であり、その額は信託財産に留保されます」

〈語句群〉

イ．225　ロ．400　ハ．全　ニ．小さい　ホ．大きい　ヘ．直接的に
ト．間接的に　チ．決算時に　リ．購入　ヌ．換金

【答え】
II. 投資信託には主に「購入時」「運用時」「解約時」の 3 つの手数料がかかります。

●購入時→購入時手数料

投資信託を購入する際に発生する手数料です。
購入時手数料が発生しない投資信託をノーロードと言います。

●運用時→運用管理費用

運用管理費用は信託報酬とも呼ばれ、投資信託を保有している間、投資家が間接的に支払う手数料で、販売会社・運用会社・信託銀行に、それぞれ支払われます。

●解約時(換金時)→信託財産留保額

信託財産留保額は、投資信託を解約(換金)した時に発生する手数料です。

従って、(3)ト、間接的に(4)ヌ、換金

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、X投資信託の購入方法について説明した。Mさんが説明した次の記述1～3について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1 「ドルコスト平均法は、価格が変動する商品を定期的に一定口数購入することで、平均購入価格を平準化する効果を期待した購入方法です。定期的に一定額購入する方法よりも、平均購入価格を引き下げる効果があります」

【答え】
1. 不適切×
ドルコスト平均法とは、定期的に一定額購入することで、購入価格を平準化し、平均購入価格を下げる効果があります。
問題文では「一定口数購入すること」とありますので、不適切となります。

2 「つみたてNISAでは、対象銘柄を指定したうえで、累積投資契約に基づく定期かつ継続的な買付けを行います。年間の非課税投資枠は80万円です」

【答え】
2.不適切×
つみたて NISA では、対象商品を定期的に、継続して買い付けを行い、年間 40 万円までが非課税となります。

3 「一般NISAは、年間の非課税投資枠120万円分を1回の購入で全額利用することができます。ただし、つみたてNISAと一般NISAは、同一年中において、併用して新規投資等に利用することができません」

【答え】
3.適切〇
一般 NISA では、年間で 120 万円までが非課税枠となっており、一度の購入で全額利用も可能です。
一般 NISA とつみたて NISA は同一年に併用することは出来ません。

《問 6》 M さんは、A さんに対して、公募株式投資信託の譲渡益の課税関係について説明した。下記〈資料〉の条件に基づき、平成 30 年中に特定口座(源泉徴収あり)を利用して Z 投資信託を 100 万口購入し、同年中に全部を換金した場合に徴収される所得税、 復興特別所得税および住民税の合計額を計算した次の〈計算の手順〉の空欄 1～3 に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、手数料等については考慮しないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜資料＞Z 投資信託の基準価額および平成30年中の収益分配金（1 万口当たり）

購入時の基準価額		10,000円
換金時の基準価額		11,000円
換金時までに受け取った収益分配金の合計額		1,000円
	普通分配金	800円
	元本払戻金（特別分配金）	200円

＜計算の手順＞

1．譲渡所得の金額

{11,000円－（10,000円－（ ① ）円）}×（100万口÷1万口）＝□□□円

2．所得税および復興特別所得税の合計額

□□□円×（ ② ）％＝□□□円

3．住民税額

□□□円×５％＝□□□円

4．所得税、復興特別所得税および住民税の合計額

□□□円＋□□□円＝（ ③ ）円

【答え】
1.譲渡所得の計算方法として、投資信託の譲渡所得の計算式は
譲渡したことで得た収入-取得費となります。
・譲渡によって得た収入は、換金時の基準価額 11,000 円

・取得費とは、元本（問題文より、手数料は含まない。）となります。
購入時に 1 万口当たり元本 10,000 円で購入していますが、元本払戻金(特別分配金)として 200 円が発生しております。
元本払戻金とは、購入時の元本 10,000 円から支払われた分配金となりますので、10,000 円-200 円＝9,800 円
つまり 9,800 円が元本となります。

従って、{11,000 円-(10,000 円-200 円)}×（100 万口÷1 万口）
=120,000 円

従って、(1)200

2.株式等に係る譲渡所得の税率は 20.315%(所得税 15.315%　住民税 5%)となっています。
つまり、所得税は
120,000 円×15.315%=18,378 円

従って、(2)15.315

3.住民税
120,000 円×5%=6,000 円

4.合計額
18,378 円＋6,000 円=24,378 円

従って、(3)24,37

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問 7》～《問 9》）に答えなさい。

《設　例》

大手化学メーカーに勤務するＡさんは、妻Ｂさん、長男Ｃさんおよび長女Ｄさんとの４人家族である。Ａさんは、会社の借上げ社宅（マンション）に居住していたが、平成30年８月に住宅ローンを利用して新築マンションを取得し、同月中に入居した。

Ａさんとその家族に関する資料等は、以下のとおりである。

＜Ａさんとその家族に関する資料＞

Ａさん	（45歳）	：	会社員
妻Ｂさん	（42歳）	：	専業主婦。平成30年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を得ている。
長男Ｃさん	（16歳）	：	高校生。平成30年中の収入はない。
長女Ｄさん	（13歳）	：	中学生。平成30年中の収入はない。

＜Ａさんの平成30年分の収入に関する資料＞

給与収入の金額　：　1,150万円

＜Ａさんが取得した新築マンションに関する資料＞

取得価額	：	4,700万円
土地	：	45㎡（敷地利用権の割合相当の面積）
建物	：	95㎡（専有部分の床面積）
資金調達方法	：	自己資金2,000万円、銀行からの借入金2,200万円 父親からの資金援助500万円 （平成30年12月末の借入金残高は、2,150万円）
返済期間	：	20年
留意点	：	当該マンションの取得は、特定取得に該当する。当該マンションは、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅に該当しない。

※家族は、Ａさんと同居し、生計を一にしている。

※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも平成30年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 住宅借入金等特別控除(以下、「本控除」という)に関する以下の文章の空欄1～3に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のイ~ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「平成 30 年中に住宅ローンを利用して自己の居住用住宅の取得等をした場合、所定の要件を満たせば、住宅ローンの年末残高に所定の割合(控除率)を乗じて得た金額を、 居住の用に供した年分以後(1)年間、各年分の所得税額から控除することができます。住宅ローンの年末残高には限度額が設けられていますが、住宅の取得等が特定取得に該当し、当該住宅が認定長期優良住宅および認定低炭素住宅に該当しない場合の年末残高の限度額は(2)万円となります。なお、本控除の適用を受けるための要件には、『取得した住宅の床面積は(3)㎡以上であること』『住宅ローンの返済期間が(1)年以上であること』などが挙げられます」

〈数値群〉

イ．10　ロ．15　ハ．20　ニ．25　ホ．40　ヘ．50　ト．70

チ．2,000　リ．3,000　ヌ．4,000

【答え】

【住宅ローン減税の概要】

	居住の用に供した年	年末残高の限度額	控除率	控除期間	10年間の最大控除額
一般の住宅	2021（令和3）年12/31まで	4,000万円	1％	10年	400万円
長期優良住宅及び低炭素住宅		5,000万円			500万円

住宅ローン控除では所定の要件を満たすことにより、控除率 1%を 10 年間、所得税額より控除が受けられます。

従って(1)イ. 10

年末の残高の限度額として、一般住宅では 4,000 万円まで。
長期優良住宅及び、低炭素住宅では 5,000 万円まで。

従って(2)ヌ. 4,000

●住宅ローン控除の適用条件（すべて満たす必要があり）

・返済期間が 10 年以上の住宅ローンであること
・控除の適用を受ける年の合計所得が 3,000 万円以下であること
・住宅の床面積が 50 ㎡以上で、そのうち 1/2 が居住用であること
・取得日から 6 か月以内に住み始め、適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続き居住していること
・居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの 5 年間に「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」「居住用財産の軽減税率の特例」「特定の居住用財産の買換え特例」の適用を受けていないこと

〈数値群〉

イ．10　　ロ．15　　ハ．20　　ニ．25　　ホ．40　　ヘ．50　　ト．70

チ．2,000　　リ．3,000　　ヌ．4,000

従って、(3)ヘ.50

《問8》 Aさんの新築マンションの購入に関する次の記述1～3について、適切なものには ○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1 「父親からの資金援助について、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用を受けると、贈与を受けた金額が非課税限度額を下回りますので、贈与税は課されません」

【答え】
1.適切〇
平成 28 年 1 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日までに直系尊属より贈与を受けた住宅所得投資金の場合の限度額は、
・省エネ等住宅の場合には 700 万円
・その他の住宅の場合には 1,200 万円
となっており、問題文では 500 万円の資金援助ですので、限度額を下回っているため、贈与税は課されません。

2 「Aさんが平成30年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けるため には、一定の書類を添付して、住所地を所轄する税務署長に確定申告書を提出する必要がありますが、平成31年分以後の所得税については、年末調整においてその適用を受けることができます」

【答え】
2. 適切〇
住宅ローン控除の適用を受ける場合、初年度は自分で確定申告をする必要があります。
年末調整を受けている会社員であれば 2 年目以降は会社に必要書類を提出すれば年末調整で、住宅ローン控除の手続きをすることができます。

3 「仮に、転勤等のやむを得ない事由により家族全員で転居した後、その事由が解消し、自宅に再入居した場合、当初の控除期間内であれば、一定の要件のもとで、住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます」

【答え】
3. 適切〇
転勤等の事情により転居して住宅ローン控除の対象となっている住宅に住まなくなった場合でも、適用期間内に再入居すれば残りの期間については 適用を受けることができます。

《問 9》 A さんの平成 30 年分の所得税額を計算した下記の表の空欄 1〜4 に入る最も適切な 数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（a） 総所得金額		（ ① ）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	（ ② ）円
	扶養控除	（ ③ ）円
	基礎控除	380,000円
（b） 所得控除の額の合計額		3,000,000円
（c） 課税総所得金額（（a） －（b））		□□□円
（d） 算出税額（（c） に対する所得税額）		□□□円
（e） 税額控除（住宅借入金等特別控除）		（ ④ ）円
（f） 差引所得税額		□□□円
（g） 復興特別所得税額		□□□円
（h） 所得税および復興特別所得税の額		□□□円

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%（65万円に満たない場合は、65万円）
180	～	360	収入金額×30%＋18万円
360	～	660	収入金額×20%＋54万円
660	～	1,000	収入金額×10%＋120万円
1,000	～		220万円

＜資料＞配偶者控除額の金額

居住者の合計所得金額			一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
万円超		万円以下		
	～	900	38万円	48万円
900	～	950	26万円	32万円
950	～	1,000	13万円	16万円

【答え】①

A さんの収入に関する資料から、A さんの収入では給与収入が 1,150 万円だとわかります。

＜A さんの平成30年分の収入に関する資料＞

給与収入の金額　：　1,150万円

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%（65万円に満たない場合は、65万円）
180	～	360	収入金額×30%＋18万円
360	～	660	収入金額×20%＋54万円
660	～	1,000	収入金額×10%＋120万円
1,000	～		220万円

給与所得金額は［収入金額-給与所得控除額］となっており、
給与取得控除額の資料から、1,000 万円を超える収入では収入金額から 220 万円を控除しますので、A さんの場合には、

1,150 万円-220 万円=930 万円

従って、(1)9,300,000 円

【答え】②
配偶者控除では納税者と生計を一にする配偶者で、
・配偶者の合計所得金額が 38 万円以下(年収 103 万円以下)
・納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下
の場合に適用されます。

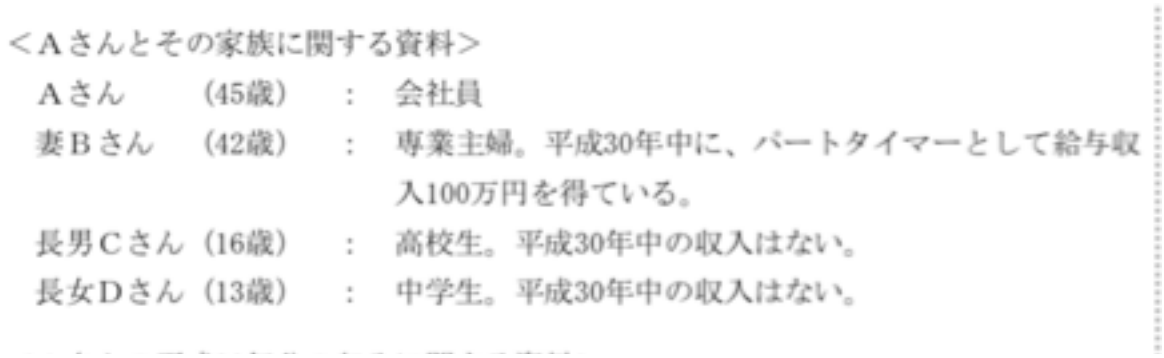

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん	(45歳)	：	会社員
妻Bさん	(42歳)	：	専業主婦。平成30年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を得ている。
長男Cさん	(16歳)	：	高校生。平成30年中の収入はない。
長女Dさん	(13歳)	：	中学生。平成30年中の収入はない。

妻 B さんの収入は給与収入が 100 万円、納税者である A さんは 930 万円ですので、配偶者控除は適用されます。

適用額は

納税者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円～950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円～1,000 万円以下	13 万円	16 万円

従って(2)260,000

【答え】③
扶養控除については、配偶者以外で納税者本人と生計を一にする親族が対象で、対象となる親族の合計所得金額が 38 万円以下の場合に適用可能です。

		特定扶養親族		老人扶養親族
控除対象年齢	16 歳～19 歳未満	19 歳～23 歳未満	23 歳～70 歳未満	70 歳以上
控除額	38 万円	63 万円	38 万円	同居 58 万円 別居 48 万円

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん　（45歳）　：　会社員

妻Bさん　（42歳）　：　専業主婦。平成30年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を得ている。

長男Cさん（16歳）　：　高校生。平成30年中の収入はない。

長女Dさん（13歳）　：　中学生。平成30年中の収入はない。

A さんの親族では長男 C さん、長女 D さんのうち、長男 C さんは 16 歳で、収入も 0 円ですので 38 万円の控除を受けられます。

従って(3)380,000

【答え】④
住宅ローン控除では、一般の住宅の場合では、年末残高の限度額4,000万円、控除額は1%です。
【住宅ローン減税の概要】

	居住の用に供した年	年末残高の限度額	控除率	控除期間	10年間の最大控除額
一般の住宅	2021（令和3）年12/31まで	4,000万円	1％	10年	400万円
長期優良住宅及び低炭素住宅		5,000万円			500万円

＜Aさんが取得した新築マンションに関する資料＞

取得価額	：	4,700万円
土地	：	45㎡（敷地利用権の割合相当の面積）
建物	：	95㎡（専有部分の床面積）
資金調達方法	：	自己資金2,000万円、銀行からの借入金2,200万円 父親からの資金援助500万円 （平成30年12月末の借入金残高は、2,150万円）
返済期間	：	20年
留意点	：	当該マンションの取得は、特定取得に該当する。当該マンションは、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅に該当しない。

A さんの場合には平成 30 年 12 月末の借入金残高は 2,150 万円ですので、2,150 万円×1%=215,000 円

従って(4)215,000

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問 10》～《問 12》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（60歳）は、８年前に父親の相続により取得した自宅（建物とその敷地である甲土地）および賃貸アパート（建物とその敷地である乙土地）を所有している。

自宅は、建物の老朽化が激しく、管理にも手間がかかるため、Ａさんは駅前のマンションを購入して移り住むことを考えている。また、賃貸アパートは建築から30年近くが経過し、キッチン等の水回りが古いタイプということもあり、入居率が思うように上がっていない。この際、自宅同様、賃貸アパートも処分して、マンションの購入資金に充当しようと考えている。

先日、Ａさんが知り合いの不動産会社の社長に相談したところ、「Ａさん宅の周辺は商業性があり、都心へのアクセスもよい。甲土地と乙土地を一体とした有効活用の方法を検討してみてはどうか」とアドバイスを受けた。

甲土地および乙土地の概要は、以下のとおりである。

＜甲土地および乙土地の概要＞

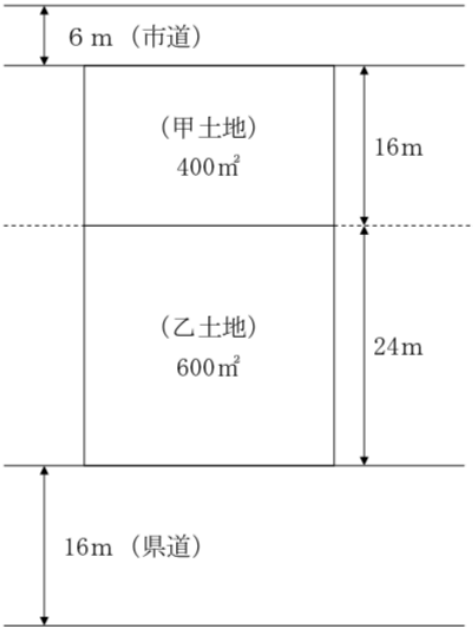

用途地域	：第一種住居地域
指定建蔽率	：60％
指定容積率	：300％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{4}{10}$
防火規制	：準防火地域

用途地域	：近隣商業地域
指定建蔽率	：80％
指定容積率	：400％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{6}{10}$
防火規制	：防火地域

※指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

※特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 A さんが、自宅と賃貸アパートを取り壊し、甲土地と乙土地を一体とした土地に耐火建築物を建築する場合、建蔽率の上限となる建築面積と容積率の上限となる延べ面 積を求める次の〈計算の手順〉の空欄 1～3 に入る最も適切な数値を解答用紙に記入 しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「a・b・c・ d」で示してある。

＜計算の手順＞

１．建蔽率の上限となる建築面積

（１）甲土地（第一種住居地域）の部分

400㎡×□□□％＝（ⓐ）㎡

（２）乙土地（近隣商業地域）の部分

600㎡×（ ① ）％＝（ⓑ）㎡

（３）建蔽率の上限となる建築面積

ⓐ＋ⓑ＝（ ② ）㎡

２．容積率の上限となる延べ面積

（１）甲土地（第一種住居地域）の部分

延べ面積の限度：400㎡×□□□％＝（ⓒ）㎡

（２）乙土地（近隣商業地域）の部分

延べ面積の限度：600㎡×□□□％＝（ⓓ）㎡

（３）容積率の上限となる延べ面積

ⓒ＋ⓓ＝（ ③ ）㎡

【答え】
【建ぺい率】
防火規制の異なる土地に建築物を建築する場合には、その敷地全部について、厳しい方の規制が適用されますので、問題文では防火地域扱いとなります。また、

・耐火建築物を防火地域内で建築する場合

・特定行政庁が指定する角地である場合

いずれかの場合には建ぺい率の緩和を受けることができ、それぞれの場合で 10%(両方に該当する場合には 20%)の緩和を受けられます。

また、指定建ぺい率が 80%の場合で、防火地域に耐火建築物を建築する場合には建ぺい率の制限はありません。(100%となる)

問題文のように２つの地域で建ぺい率が異なる場合には、各地域の面積×各地域の建ぺい率の合計が敷地全体の建築面積となります。

建築面積の求め方は
建築面積の上限＝土地面積×その土地の建ぺい率

＜甲土地および乙土地の概要＞

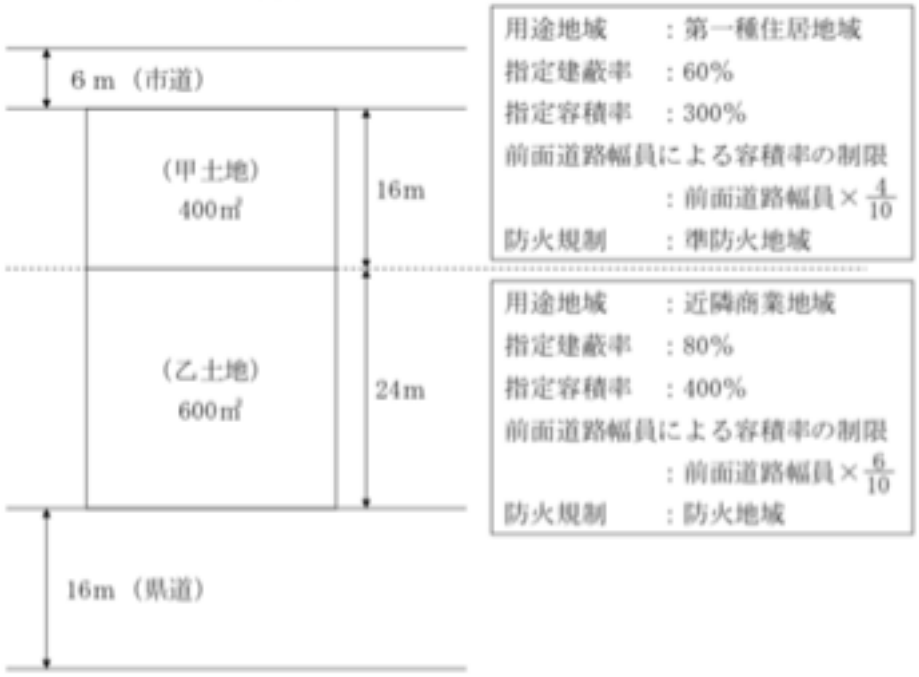

建築面積の求め方は
建築面積の上限＝土地面積×その土地の建ぺい率

［甲土地の場合］
防火地域に耐火建築物を建築する為、緩和分として＋10%
400 ㎡×(60%＋10%)＝280 ㎡

［乙土地］
指定建ぺい率が 80%で、耐火建築物を防火地域に建築するため、建ぺい率 100%
600 ㎡×100%=600 ㎡

280＋600=880
建ぺい率の上限となる建築面積は 880 ㎡

従って(1)100　(2)880　(a)280(b)600

【答え】
【容積率】
[計算式]
容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

・容積率の制限
容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。
前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]
・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。
・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率
住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10
その他の用途地域・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

問題文では 6m と 16m の道路があり、2 つ以上ある場合には最も幅の広い方を前面道路としますので 16m が前面道路になります。

12m 以上の道路ですので指定容積率での計算となります。

＜甲土地および乙土地の概要＞

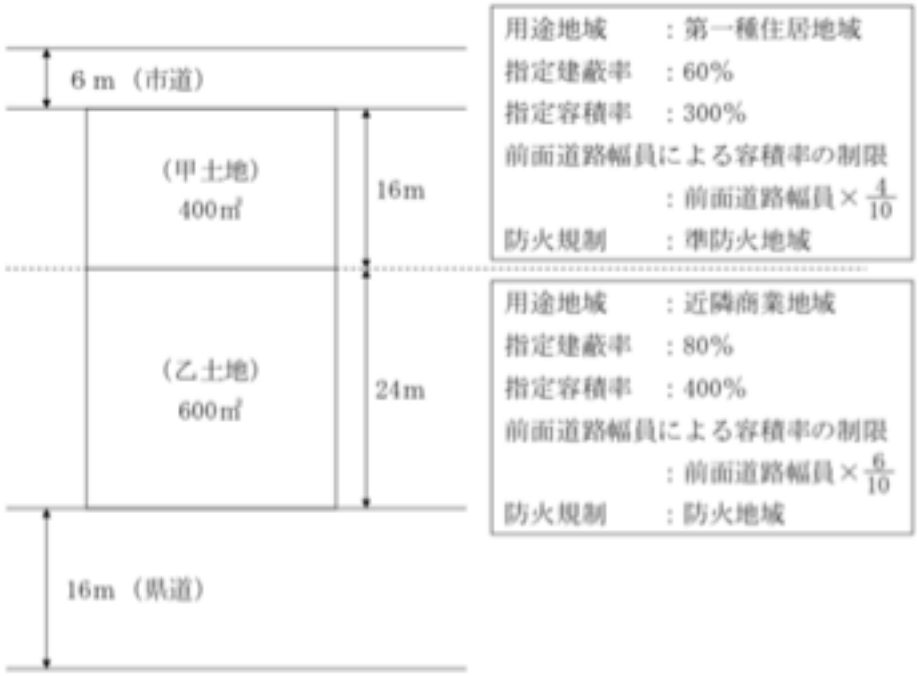

延べ面積=敷地面積×容積率

［甲土地］
400 ㎡×300%=1,200 ㎡

［乙土地］
600 ㎡×400%=2,400 ㎡

1,200 ㎡＋2,400 ㎡=3,600 ㎡
容積率の上限となる延べ面積＝3,600 ㎡

従って、(C)1,200　(D)2,400　(3)3,600

《問11》 自宅(建物およびその敷地である甲土地)の譲渡に関する以下の文章の空欄1～4 に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～ルのなかから選び、そ の記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんが居住用財産を譲渡した場合に、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の適用を受けるためには、家屋に自己が居住しなくなった日から(1) 年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること等の要件を満たす必要があります」

〈語句群〉

イ．1　ロ．2　ハ．3　ニ．5　ホ．10　ヘ．20　ト．2,000万
チ．4,000万　リ．6,000万　ヌ．8,000万　ル．1億

【答え】
I. 3,000万円特別控除の主な適用要件
・自己の居住用財産の譲渡であること
・譲渡した相手が親族や同族会社などに譲渡した場合は適用できない。
・居住しなくなった日から3年目の年の12月31までに譲渡していること
・前年、前々年にこの特例を受けていないこと
・前年、前々年に「特定の居住用財産の買替え特例」「譲渡損失の繰越控除の特例」を受けていないこと(3年に１回可能)

従って、(1)ハ. 3

II 「Aさんが居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けた 場合、課税長期譲渡所得金額が(2)円以下の部分について軽減税率が適用されます。本特例の適用を受けるためには、譲渡した年の1月1日において譲渡した 居住用財産の所有期間が(3)年を超えていなければなりません。なお、本特例と居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除は併用して適用を受けること ができます」

〈語句群〉

イ．1　ロ．2　ハ．3　ニ．5　ホ．10　ヘ．20　ト．2,000万
チ．4,000万　リ．6,000万　ヌ．8,000万　ル．1億

【答え】
II.軽減税率の特例は、居住用財産の3,000万円の特別控除を適用した後、課税長期譲渡所得金額のうち、6,000万円以下の部分の金額について軽減税率の適用するものです。
また、軽減税率の特例には、譲渡した年の1月1日時点で、所有期間が10年を超えていることが要件です。

従って(2)リ.6,000 万円　(3)ホ.10

III 「Aさんが自宅を譲渡し、マンションを購入した場合、譲渡した年の1月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が(3)年を超えていること、譲渡価額が (4)円以下であること等の要件を満たせば、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができます」

〈語句群〉

イ．1　ロ．2　ハ．3　ニ．5　ホ．10　ヘ．20　ト．2,000万
チ．4,000万　リ．6,000万　ヌ．8,000万　ル．1億

【答え】
III. 軽減税率の特例では、課税長期譲渡所得金額のうち１億円以下の部分の金額について軽減税率が適用されます。

従って(4)ル. 1 億

《問12》 甲土地および乙土地の有効活用の手法に関する次の記述1～3について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1 「等価交換方式とは、Aさんが所有する土地の上に、事業者が建設資金を負担してマンション等を建設し、完成した建物の住戸等をAさんと事業者がそれぞれの出資割合に応じて取得する手法です。Aさんとしては、自己資金を使わず、収益物件を取得できるという点にメリットがあります」

【答え】
1. 適切〇

等価交換方式 （土地を譲渡し、譲渡した分だけ建設後の建物を受け取る）	
概要	所有者が土地を譲渡し、デベロッパーが建物を建設し、土地と完成後の建物の所有権を、お互いの資金提供割合に応じて分ける方法。
メリット	・資金調達をしなくて済む ・土地の譲渡により、借入金等の資金負担がほとんどない。
デメリット	土地の一部を手放し、建物完成後、土地をデベロッパーと共有することになる。

等価交換方式では、土地所有者が土地を提供し、事業者は建設資金と、お互いに出資しあい、土地の一部、建物の一部をそれぞれの出資割合に応じて交換することで、双方が土地、建物を所有できます。

事業者が建設を行うので、土地所有者は資金調達をしなくても建物を所有できるのがメリットです。

2 「建設協力金方式とは、入居するテナント(事業会社)から、Aさんが建設資金を借り受けて、テナントの要望に沿った店舗等を建設し、その建物をテナントに賃貸する手法です。借主であるテナントのノウハウを利用して計画を実行できる点はメリットですが、借主が撤退するリスクなどを考えておく必要があります」

【答え】
2.適切〇

建設協力金方式 (入居予定のテナントに建物の建設費を出してもらう方式)	
概要	建物は土地所有者が建設し、その建物に入居予定のテナントから貸与された保証金等を建設資金の一部または全部に充当して建物を建設する方式。建設完了後、テナントから保証金を差し引いた賃料を受け取る。
メリット	・テナントが利用する部分の建設費の半額から全額を負担する分、自己資金や借入を抑えることができる。 ・テナントが中途解約した場合には、一般的に保証金の返済義務がなくなる。
デメリット	・テナントが撤退したとき、残された建物の処理が複雑。

建設協力金方式では、土地所有者が建物を建設する際に、入居予定のテナントから保証金や建設協力金を借りて建物を建設します。
テナントから建設費を負担してもらえるので、自己資金を抑えられますが、テナントが撤退する際に残された建物の処理が複雑となります。

3 「事業用定期借地権方式とは、借主が土地を契約で一定期間賃借し、借主が建物を建設する手法です。賃貸借期間満了後、土地はAさんに返還されますが、Aさんが残存建物を買い取らなければならないという点にデメリットがあります」

【答え】

3.不適切×

定期借地権方式 (一定期間土地を貸して、その地代を得る方式)	
概要	土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができる方式。 賃貸借期間終了後は借地人は建物を取り壊し、土地を更地にしてから地主へ返す。
メリット	資金負担や手間がかからない
デメリット	相続税が課税される場合、他の方法と比べると評価額が高くなる

定期借地権方式では、賃貸期間満了後に地主が建物を買い取る必要はなく、借り主が建物を壊し、地主へ返さなければなりません。

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問 13》～《問 15》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさんは、妻Ｂさんとの２人暮らしである。Ａさんは、大学卒業後、大手自動車メーカーに就職し、関連会社に転籍してからの期間を含め、43年間勤務した。５年前に退職してからは、年金収入に加えて、上場株式の配当収入もあり、生活は安定している。

昨年、長女Ｃさんが Ｄさんと離婚した。長女Ｃさんは、仕事の都合上、別の都市にある賃貸マンションで子２人と暮らしている。Ａさんは、長女Ｃさんや孫たちの将来の生活や学費等について面倒を見てやりたいと思っており、現金の贈与を検討している。

＜Ａさんの親族関係図＞

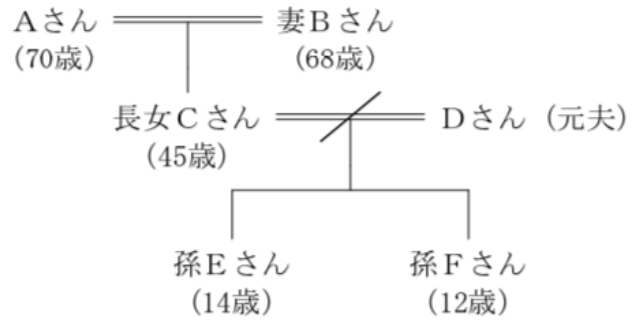

＜Ａさんが所有する財産（相続税評価額）＞

①預貯金	：	8,000万円
②上場株式	：	7,000万円
③自宅		
敷地（400㎡）	：	6,000万円
建物	：	1,500万円

※自宅の敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額である。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 生前贈与に関する以下の文章の空欄1～3に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

Ｉ 「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税制度による贈与、相続時精算課税制度による贈与、教育資金や結婚・子育て資金の非課税制度を活用した贈与などが考えられます。仮に、長女Cさんが暦年課税(各種非課税制度の適用はない）により、平成31年中にAさんから現金700万円の贈与を受けた場合、贈与税額は（ １ ）万円となります」

【答え】
I. 暦年課税とは生前贈与で税金を課税する方法の一つで、最も基本的な制度です。1年間を単位とし、それぞれの年度で贈与した金額に対して税金を課す制度のことをいいます。

20歳以上の子、または孫が、直系尊属から受けた贈与財産は暦年課税の基礎控除の対象となります。

暦年課税では基礎控除として贈与財産から110万円控除されますので、
700万円-110万円=590万円

＜資料＞贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超		万円以下				
	～	200	10%	—	10%	—
200	～	300	15%	10万円	15%	10万円
300	～	400	15%	10万円	20%	25万円
400	～	600	20%	30万円	30%	65万円
600	～	1,000	30%	90万円	40%	125万円

〈資料〉贈与税の速算表より、590万円は税率20%、控除額は30万円となっていますので、
贈与税額=590万円×20%-30万円＝88万円
従って、(1)88
II 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用を受 けた場合、受贈者1人につき(2)万円までは贈与税が非課税となります。非課税拠出額の限度額は、受贈者ごとに(2)万円となりますが、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」

【答え】

II. 30 歳未満の子や孫に対して、直系尊属が教育資金として金銭を一括贈与した場合には受贈者 1 人につき 1,500 万円を上限に非課税制度の適用を受けることが出来ます。

従って、(2)1,500

III 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用後、受贈者であるAさんのお孫さんが(3)歳に達すると教育資金管理契約は終了します。そのとき、当該贈与財産から教育資金に充当した金額を控除した残額がある場合、当該残額はその年分の贈与税の課税価格に算入されるため、贈与税の申告義務が発生した場合は、その申告をする必要があります」

【答え】
III 教育資金の一括贈与では、対象が30歳未満の子や孫です。

従って、(3)30

《問14》 相続時精算課税制度(以下、「本制度」という)に関する次の記述1～3について、 適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1 「Aさんが長女Cさんに現金を贈与する場合、本制度の活用が考えられます。本制度を選択した場合、累計で3,500万円までの贈与について贈与税は課されませんが、その額を超える部分については、一律20%の税率により贈与税が課されます」

【答え】
1.不適切×
相続時精算課税制度では受贈者単位で合計2,500万円までは贈与税が非課税となります。
2,500万円の非課税枠を超える金額に対しての贈与税率は20%の一律となります。

2 「本制度における受贈者は、贈与をする年の1月1日において20歳以上でなければなりません。したがって、現時点において、Aさんが孫Eさんおよび孫Fさんに現金を贈与する場合、本制度を活用することはできません」

【答え】
2.適切〇
相続時精算課税制度の適用対象は
　　贈与者　60歳以上の父母・祖父母。
　　受贈者　贈与者の推定相続人である20歳以上の子・孫
　　（代襲相続人を含みます）。
本問のEさん(14)、Fさん(12)は対象外です。

3 「Aさんからの贈与について、長女Cさんが本制度を選択した場合、その後に行われるAさんからの贈与について、暦年課税を選択することはできません」

【答え】
3.適切〇
相続時精算課税制度を選択した場合、その者からの贈与については暦年課税制度の基礎控除をあわせて適用することは出来ません。

《問15》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄1～3に入る最も適切な数値を、下記の 〈数値群〉のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ 「Aさんの相続が現時点(平成31年1月27日)で開始した場合、Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は(1)万円となります。課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を上回りますが、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計 算の特例や配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けることで相続税額を軽減することができます」

〈数値群〉

イ．990　ロ．1,000　ハ．1,200　ニ．1,500　ホ．2,000　ヘ．2,040
ト．3,000　チ．3,960　リ．4,200　ヌ．4,800　ル．5,400

【答え】
I. 遺産にかかる基礎控除額の算出方法は
3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数です。

＜Aさんの親族関係図＞

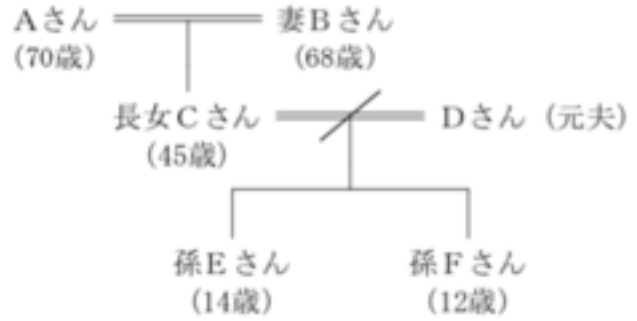

A さん家族では、相続人の数は配偶者 B さん、子 C さんの 2 名ですので、
3,000 万円＋600 万円×2=4,200 万円
遺産にかかる基礎控除額=4,200 万円

従って(1)リ. 4,200

II 「妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続した場合、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。その場合、自宅の敷地（相続税評価額6,000万円）について、課税価格に算入すべき価額を（ 2 ）万円 とすることができます」

〈数値群〉

イ．990　ロ．1,000　ハ．1,200　ニ．1,500　ホ．2,000　ヘ．2,040
ト．3,000　チ．3,960　リ．4,200　ヌ．4,800　ル．5,400

【答え】

II. 小規模宅地の特例を受けた場合に特定居住用宅地の場合には敷地面積 330 ㎡を上限に 80%を減額します。

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330㎡	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730㎡まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400㎡	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地（賃貸マンショ等）	200㎡	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

＜Aさんが所有する財産（相続税評価額）＞

①預貯金　：　8,000万円

②上場株式　：　7,000万円

③自宅

敷地（400㎡）　：　6,000万円

建物　：　1,500万円

A さんの敷地の場合には、敷地面積は 400 ㎡ですので、330 ㎡までが 80%の減額となります。

・特定居住用宅地の減額の計算式は

減額される金額＝宅地の評価額×適用対象となる面積÷宅地総面積×減額割合

6,000万円×330㎡÷400㎡×80%=3,960万円

6,000 万円-3,960 万円=2,040 万円

従って、(2)へ. 2,040

III 「生命保険に加入していないのであれば、契約者(=保険料負担者)および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を相続人とする終身保険に加入されることをお勧めします。終身保険に加入後、Aさんの相続が開始した場合、相続人が受け取る死亡保険金は(3)万円を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます」

〈数値群〉

イ．990　　ロ．1,000　　ハ．1,200　　ニ．1,500　　ホ．2,000　　ヘ．2,040

ト．3,000　　チ．3,960　　リ．4,200　　ヌ．4,800　　ル．5,400

【答え】
III.相続人が生命保険金、死亡退職金を受け取った場合には、
500 万円×法定相続人の数までが非課税となります。
A さん家族では、相続人の数は配偶者 B さん、子 C さんの 2 名ですので、
500 万円×2 人=1,000 万円

相続人が受け取る死亡保険金は 1,000 万円

従って(3)ロ.1,000

-終-